

国立大学法人東京医科歯科大学グローバル人材育成推進事業アドバイザー要項

平成25年3月1日
グローバル人材育成推進事業
推進委員会委員長制定

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学グローバル人材育成推進事業（以下「推進事業」という。）の運営に際して、専門的見地からの意見を聴くことを目的として、アドバイザーを置く。

(任務)

第2条 アドバイザーは、以下のことを行う。

- (1) 推進事業関係教職員からの推進事業に関する問合せや相談への対応、助言
- (2) 東京医科歯科大学グローバル人材育成推進事業推進委員会（以下「推進委員会」という）委員長からの依頼にもとづき、推進委員会への出席
- (3) アドバイザー会議への出席
- (4) 推進事業に関するセミナーなどの講師

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、グローバル人材育成に広い知見を有する者で、推進委員会委員長が委嘱するものとする。

- 2 任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 推進事業ホームページ及び紹介資料などに、アドバイザーの氏名、所属、経歴を公開する。

(守秘義務)

第4条 アドバイザーは、任務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、アドバイザーを退いた後も同様とする。

(会議)

第5条 推進委員会委員長は、必要に応じて、アドバイザー会議を招集する。

- 2 会議には、アドバイザー及び推進委員会委員長以下、推進事業関係教職員が出席する。

(庶務)

第6条 アドバイザー関連の庶務その他必要な事務は、統合国際機構事務局国際交流課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、アドバイザー業務の運営等に関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日制定）

この要項は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。